

## 「＜資産運用コンサルティングのポイント Vol.23～ 迫る外国債券の税制改正「売るべき？ 持ち続 けるべき？」～前篇～＞」



株式会社 ZUU の富田和成です。今、外国債券の売却ラッシュがおこっています。2013 年以降進んだ円安による外国債券の含み益が出ていることも一因ですが、それだけではありません。「金融所得課税の一体化」に向けて、2016 年 1 月から施行される金融商品に関する税制改正が、投資家に外債の売却を促していることが想定されます。

では、債券は売却するべきなのでしょう、それとも保有し続けるべきなのかを以下では考えていきたいと思えます。

### ■ 現行の金融商品に関する税制

金融商品に関する税金として、一般的に馴染みがあるのは預貯金や上場株式、投資信託に関するものです。それぞれ、預貯金の利子は利子所得、国内上場株式の売却益は譲渡所得、配当金は配当所得として課税されます。

一方、債券については国内債券の売却益、外国債券（利付債）の売却益については現行税制では原則として非課税（ゼロ・クーポン債除く）となっています。それぞれの債券の償還差益は雑所得として課税されますが、売却益は非課税となっている点がポイントといえます。

債券を満期償還まで保有すれば課税されますが、償還を待たずに売却すれば、その売却益は非課税となるのです。

### ■ 投資家にとって改正税制のメリット・デメリット

しかし、16 年から施行される税制改正で大きく変わります。デメリットとしては、これまで原則非課税だった公社債等の譲渡益に対して所得税 15.315%、住民税 5% の計 20.315% が課税されることとなります。

そうすると、個人投資家に人気の高い外貨 MMF と利付外国債券の保有者に大きな影響を与えるでしょう。現在、非課税である外貨 MMF と利付外国債券の譲渡益は、2016 年以降は 20.315% が課税されることとなります。含み益がある人なら、非課税期間に売却して利益確定を検討してもいいかもしれません。

一方メリットとして、上場株式等との損益通算が可能となるほか、譲渡損失の 3 年間の繰越控除が可能となります。

そのため、外貨 MMF や利付外国債券などの保有者で含み損を抱えている場合には、2016 年を待って損失確定させるのも 1 つの方法といえます。

税制改正のみを理由として金融商品の売買を決めるべきではありませんので慎重に判断する必要があります。保有している債券を売却するか、それとも来年以降に持ち越すか、選択は慎重に行っていただきたいと思います。今回は、売るか、持ち続けるべきかについてももう少し詳しく見ていきたいと思います。

>>更に資産運用に関する情報を見られたい方はこちら。

<http://www.nichizei.com/fpforum.html>

<著者プロフィール>

富田和成 株式会社ZUU 代表取締役社長兼CEO

[http://zuu.co.jp/company/ceo\\_message](http://zuu.co.jp/company/ceo_message)

大学在学中にソーシャルマーケティングにて起業。2006年に一橋大学を卒業後、野村証券株式会社に入社。支店営業にて同年代のトップセールスや会社史上最年少記録を樹立し、最年少で本社の超富裕層向けプライベートバンク部門に異動。その後シンガポールへの駐在、ビジネススクール（金融商品の組成、マーケット・企業分析、ポートフォリオ理論、オルタナティブ投資などを学ぶ）への留学やタイへの駐在などを経て、本店ウェルスマネジメント部で金融資産10億円以上の企業オーナー等への事業承継や資産運用・管理などのコンサルティングを担当。2013年3月に野村証券を退職し、「金融×IT」で時価総額100兆円を超える世界一の企業を創るべく、株式会社ZUUを設立。設立から約1年半で10種類の金融・経済関連メディアを立ち上げ、配信先含めて月間1,000万アクセスを超える日本最大級の金融・経済サイトへと成長させる。月間2万人を超える資産アドバイザーが訪問する専門サイトZUU Advisors Supportを運営するなど専門家向けのサービスも行っている。

参考：ZUU Advisors Support： <http://support.zuoadvisors.com/>

：ZUU online： <http://zuuonline.com/>

◇今後のメルマガをより良い物とするために下記のページより皆様のお声をお聞かせ下さい。

<http://www.nichizei.com/fp-enquete.html>

#### メルマガ執筆者募集のお知らせ

税理士FP実務研究会事務局では、FP実務に関する様々なテーマでメルマガの執筆をしていただける方を募集中です。分野・テーマ等は自由です。最近の相談事例や得意分野など、ぜひ寄稿ください。執筆を希望される方は、税理士FP実務研究会事務局【㈱日税ビジネスサービス 総合企画部】までご連絡ください。TEL 03-3340-4488